

令和2年12月「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」 (金融庁関連部分抜粋)

(3) サプライチェーンの強靱化と国際競争力の向上

③ 世界に開かれた国際金融センターの実現

金融事業拠点として、我が国には良好な治安・生活環境、1900兆円の個人金融資産等の強みがある一方、市場の魅力の発揮、言語・社会の多様性等の課題が残されている。国を挙げた戦略的な取組が奏功したインバウンドの教訓も活かし、観光に続きビジネスを行う場としても魅力的な国家を目指し、資産運用業を中心に金融分野で突破口を開く。海外と比肩しうる魅力ある金融資本市場への改革と海外事業者や高度外国人材を呼び込む環境構築を戦略的に進め、世界に開かれた国際金融センター（Finance Place Japan）を実現する。

具体的には、海外で資産運用業等^(注)を行ってきた事業者や人材が、同様のビジネスを国内で行いやすくするため、規制・税制^(注)面でのボトルネックを除去するほか、金融資本市場の魅力向上^(注)やコーポレートガバナンス改革等に取り組む。国・地方公共団体・民間一体で、資産運用業等をはじめ外国人の法人設立・事業開始・生活立上げへのシームレスな支援、事前相談から登録・監督等までの新規海外運用会社等への英語対応、在留資格の緩和や優遇措置の拡充を図るほか、外国語対応可能な土業や教育・住居・医療等の生活面に係る情報発信を強化するなど安心して日本でのビジネスを検討できる環境を整備する。

- 主として海外の資金を運用する海外事業者を簡素な参入手続で受入可能とする特例の創設（金融庁）
- 社外取締役の質・量の向上、女性・外国人・中途採用者の登用を通じた多様性の確保等を促すコーポレートガバナンス・コードの改訂と企業による適時適切な開示の推進（金融庁）
- 金融資本市場の魅力向上（金融庁）
- 官民一体の「金融創業支援ネットワーク」の構築（金融庁）
- 新規の海外運用会社等の登録・監督等の英語による実施（金融庁）
- 在留資格付与の特例^(注)、高度外国人材に対するボーナスポイント新設・家事使用人の雇用要件緩和・配偶者就労に係る利便性向上の特例（法務省）
- AI多言語翻訳技術の活用や金融関連法令等の英訳の充実による金融行政の英語化（金融庁、総務省、法務省）
- 信用保証制度や日本政策金融公庫等の融資対象の資産運用業者等への拡大（経済産業省、財務省、内閣府）

- 外国語対応可能な士業^(注)や医療・住居・インターナショナルスクール等生活面に関する情報発信強化・課題調査等（金融庁、法務省、総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省、外務省、文部科学省）
- 海外金融事業者向け支援を行う地方公共団体のニーズに応じた交付金の活用（内閣府）

（注）投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業、新設する特例により参入が認められる主として海外の資金を運用する海外事業者に該当する事業者

（注）令和3年度税制改正で検討・結論

（注）東京証券取引所の市場区分再編等（2022年4月開始）、システム障害に係る再発防止策の策定等、総合取引所の取扱商品拡大、大阪取引所における祝日取引の開始、取引所・私設取引システムに対する注文執行における最良執行方針の見直し、銀証ファイアーウォール規制の見直し、STO（セキュリティ・トークン・オフリング）の発行等の環境整備、プロ投資家の要件弾力化・取引活性化、非上場株式等の発行・流通市場の活性化、VC・PEファンドを通じた資金供給の円滑化、計表等のデジタル化・整理統合・提出一元化等。

（注）在留資格「短期滞在」で入国後、帰国することなくビジネスを開始できるよう、在留資格付与の特例を実施する。

（注）創業支援に携わる弁護士・司法書士・行政書士・会計士・税理士。